

特別管理産業廃棄物処分業許可証

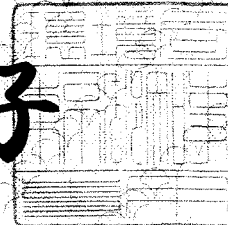
住所 東京都大田区京浜島二丁目2番4号

氏名 中央鍍金工業協同組合
代表理事 内藤 雅文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年10月24日

許可の有効年月日 令和 8年10月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

中和・無害化： 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
特定有害産業廃棄物
ア. 金属等を含む特定有害産業廃棄物（裏面別表のとおり）
中和： 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目2番4号

| 施設種類 | 特別管理産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|--------|---------------------------------|--------|-------------------------|-----------|-----------|-------------|
| 中和・無害化 | 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） | ----- | 350 (m ³ /日) | 昭和52年8月1日 | 産施第90268号 | 平成28年10月24日 |
| | 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） | ----- | | | | |
| | 特定有害産業廃棄物 ア. 金属等を含む特定有害産業廃棄物 | ----- | | | | |
| 中和 | 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） | ----- | 30 (m ³ /日) | 昭和52年8月1日 | ----- | ----- |
| | 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） | ----- | | | | |

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成28年10月24日 新規許可
令和 3年10月24日 更新許可 第1回

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産業廃棄物処分業許可証

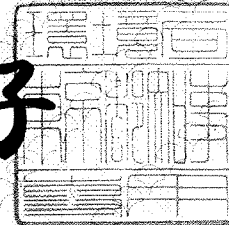
住所 東京都大田区京浜島二丁目2番4号

氏名 中央鍍金工業協同組合
代表理事 内藤 雅文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 3月11日

許可の有効年月日 令和 9年 3月10日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
中和： 廃酸、廃アルカリ

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目2番4号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|----------|--------|-------------------------|-----------|--------|---------|
| 中和 | 廃酸 | ----- | 3.0 (m ³ /日) | 昭和52年8月1日 | ----- | ----- |
| | 廃アルカリ | ----- | | | | |

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 4年 3月11日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

